

「千葉市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）」及び「千葉市旅館業法施行条例の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

公衆浴場や旅館における衛生水準の向上を図るため、レジオネラ症対策の強化等を目的として、千葉市公衆浴場法施行条例及び千葉市旅館業法施行条例を一部改正します。

このたび、「千葉市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）」及び「千葉市旅館業法施行条例の一部改正（案）」の概要を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：生活衛生課（中央コミュニティセンター1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和2年11月2日(月)～令和2年12月1日(火) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）及び千葉市旅館業法施行条例の一部改正（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

・提出先

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所生活衛生課
- 2 F A X：043-245-5556
- 3 電子メール：seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：生活衛生課（中央コミュニティセンター1階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和2年12月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電 話 043-245-5214

F A X 043-245-5556

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp